議案第99号 説明資料

幕別町税条例等の一部を改正する条例(第1条関係)の該当部分 新旧対照表

現行条例

改 正 条 例

○幕別町税条例

(昭和30年5月30日 条例第18号)

○幕別町税条例

(昭和30年5月30日 条例第18号)

第1条~第18条の4 略

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2、若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

- (1) 瞬
- (2) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項 <u>の規定による申告書に限る。)、</u>第98条第1項若しくは第2項又は第139条第1 項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期 限の翌日から1月を経過する日までの期間
- (3) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除

第1条~第18条の4 略

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2、若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第98条第1項若しくは第2項又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- (3) 第98条第1項若しくは第2項又は第139条第1項の申告書で、その提出期限

く。)、第98条第1項若しくは第2項又は第139条第1項の申告書で、その提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) 略

第20条~第42条 略

(普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)

- 第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税について、所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定によって閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合においては、すでに第35条第1号ただし書、若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の町民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうち、その決定があった日までの納期に係る分(以下次項において「不足税額」と総称する。)を追徴する。
- 2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通告書において納付すべきこととされる日までの期間又は、その日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。
- 3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正行為により所得税を免れ、 又は所得税の還付をうけた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査が

改 正 条 例

後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) 略

- (5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項 の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該 税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日
- (6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。) でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌 日から1月を経過する日

第20条~第42条 略

(普通徴収に係る個人の町民税の賦課後の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)

- 第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税について、所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合には、すでに第35条第1号ただし書、若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の町民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうち、その決定があった日までの納期に係る分(以下この条において「不足税額」という。)を追徴する。
- 2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通告書において納付すべきこととされる日までの期間又は、その日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。
- 3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正行為により所得税を免れ、 又は所得税の還付をうけた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査が

あったことにより、当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した 当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けたあとに提出した当該 申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正 の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付をうけた所得税の納税義務者につ いてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得 税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経 過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し又は賦課した場合に は、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知 書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

第44条~第47条の6 略

(法人の町民税の申告納付)

第48条 略

改 正 条 例

あったことにより、当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した 当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けたあとに提出した当該 申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正 の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付をうけた所得税の納税義務者につ いてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得 税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経 過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合 には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知 書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

- 4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の 税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類す るものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税 務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類する ものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因し て、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が 増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課し た税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に 相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項 において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に 掲げる町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎 となる期間から控除する。
 - (1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第44条~第47条の6 略

(法人の町民税の申告納付)

第48条 略

2 略

- 3 法第321条の8第22項<u>の申告書</u>(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して、当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

2. 略

- 3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して、当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞

現 行 条 例 改 正 条 例 金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当 当該減額更正の通知をした日までの期間 (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの 修正申告書の提出期限) までの期間 略 5 略 6 略 略 第49条 略 略 第49条 (法人の町民税に係る不足税額の納付の手続) (法人の町民税に係る不足税額の納付の手続) 第50条 第50条 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4 項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足額につ

- いても同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお、納期限 の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から、納付の日 までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、納付しなければな らない。
- 3 前項の場合においては、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の 通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を 提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の 提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為 により、町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知 をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決

- 該申告に係る町民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から
- (法人税に係る更正によるものを除く。) である場合又は法人税に係る更正 (法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。) によるものである場合に は、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌 日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用があ る場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4 項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足額があ る場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があっ た場合には、その延長された納期限とする。)の翌日から、納付の日までの期間 の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌 日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗 じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、納付しなければならない。
- 3 前項の場合においては、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の 通知をした目が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する 申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該 申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不 正の行為により、町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から 当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若

定がされたこと(同条第2項又は第4項<u>の申告書</u>を提出すべき法人が連結子法人の<u>場合にあっては</u>、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは、決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

改 正 条 例

しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項<u>に規定する申告書</u>を提出すべき 法人が連結子法人の<u>場合には</u>、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある 連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下 この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税 に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。 次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあっては、当該修正申告書 を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは、決定の通知をした日)までの期 間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- 4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る町税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の15の5第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る町民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの (法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正 (法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合に は、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌 日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第51条~第151条 略

附則

第51条~第151条 略

附則

	現 行 条 例	改正条例
第1条~第5条	略	第1条~第5条 略
第6条 削除		(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則 第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除に ついては、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項 (第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3 項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分 に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。
第7条~第21条	略	第7条~第21条 略
		(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第21条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第21条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。 (2)第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得税の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の8、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の8、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の8、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の8、第34条の9、第34条の8、第34条の9、9、第34条の9、9、9、9、9、9、9、9、9、9、9、9、9、9、9、9、9、9、9、

現 行 条 例	改 正 条 例
現 行 条 例	第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」とあるのは「所得割の額」とあるのは「所得割の額」とする。 (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額者しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額者しくは同法第7条第18項(同法第11条第11項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る維所得等の金額」とする。 (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等
	の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用 配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用
	がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額
	に相当する町民税の所得割を課する。

現行条例	改 正 条 例
	4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の 属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出 されたもの及びその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで に提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する 確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載がある とき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると 町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、 「総所得金額、附則第21条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と する。 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1 項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第 34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の2第3項 後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の 8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条 の3の2第1項中「所得割の額」と、第34条の7第1項施設等3条。 8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条 の3の2第1項中「所得割の額」と、第34条の7第1項後段中 「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、第34条の7第1項後段中 「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、第34条の7第1項後段中 「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、第34条の7第1項後段中 「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、第34条の7第1項後段中 「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、第34条の7第1項後段中 「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、第34条の7第1項後段中 「所得割の額」とあるのは「若しくは山林所得金額」とあるのは 「若しくは山林所得金額又は附則第21条の2第3項後段に規定する特例適用配 当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額 若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関 する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15 条第16項において連用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等 に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。 (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とある のは「山林所得金額でびに附則第21条の2第3項後段に規定する特例適用配当

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例) 第21条の2 略

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、 「総所得金額、<u>附則第21条の2</u>第1項に規定する条約適用利子等の額」とす る。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第21条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第21条の2</u>第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第21</u>条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2 第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。) については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、 当該条約適用配当等については、<u>第33条及び</u>第34条の3の規定にかかわらず、他 の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配

改 正 条 例

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例) 第21条の3 略

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、 「総所得金額、<u>附則第21条の3</u>第1項に規定する条約適用利子等の額」とす る。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第21条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第21条の3</u>第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第21</u>条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2 第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。) については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、 当該条約適用配当等については、<u>同条及び</u>第34条の3の規定にかかわらず、他の 所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当

当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

4 略

- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、 「総所得金額、<u>附則第21条の2第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」とす る。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の2第3項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の2第3項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の2第3項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第21条の2第4項」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第21条の2第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等実施特例法</u>第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。

(4) 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは<u>附則第21条の2第</u>3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得

改 正 条 例

等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

4 略

- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第21条の3第3項後段</u>に規定する条約適用配当等の額」とする。
 - (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
 - (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第21条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項 後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用につい ては、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは<u>附則第21条の3第 3項前段</u>に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

幕別町税条例等の一部を改正する条例(第2条関係)の該当部分 新旧対照表

現行条例	改正条例	
○幕別町税条例の一部を改正する条例 (平成27年12月11日 条例第33号)	○幕別町税条例の一部を改正する条例 (平成27年12月11日 条例第33号)	
略	略	
附 則 第1条~第5条 略	附 則 第1条~第5条 略	
(町たばこ税に関する経過措置) 第6条 略 2~6 略 7 第4項の規定により町たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに 規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並 びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条 例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。	規定するもののほか、幕別町税条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄 <u>に掲げる</u>	
第19条第3号 第48条第1項の申告書 (法第321条の8第22 項及び第23項の申告書 を除く。)、第98条第1 項若しくは第2項の申 告書又は第139条第1 項の申告書でその提出 期限	第19条第3号 第2項の申告書又は第 6項の納期限 139条第1項の申告書 でその提出期限	
略	略	
8~14 略	8~14 略	
第7条及び第8条 略	第7条及び第8条 略	

幕別町税条例等の一部を改正する条例の概要

法地方税法 (昭和25年法律第226号)

法附則 · · · · · · · · · · 地方税法附則

平成27年改正法附則・・・・・・・・地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則 外国居住者等所得相互免除法・・外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税

等に関する法律(昭和37年法律第144号)

条例幕別町税条例(昭和30年条例第18号)

条例附則 · · · · · · · · · · · · · · 幕別町税条例附則

平成27年改正条例附則・・・・・・・・幕別町税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第33号)附則

第1条関係(幕別町税条例関係)

税目名 個人町民税・法人町民税

<u> </u>			
事 項	関係条項	改正内容	適用年月日等
1 延滞金の算定の	法第321条の2、第321条の8、	修正申告及び増額更正申告の延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算するこ	平成29年1月1日
見直し	第321条の12及び第326条	とに伴う所要の規定の整備	から施行する。
	条例第19条、第43条、第48条及	最高裁判決(平成26年12月12日)を踏まえ、個人町民税、法人町民税に係る延滞金の計	
	び第50条	算期間等について、国税における延滞税の計算期間等の見直しに準じて所要の見直しを行	
		う。	
2 医療費控除の特	法附則第4条の4	個人町民税における医療費控除の特例	平成30年1月1日
例	条例附則第6条	平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人町民税に限り、一定の医薬品等購入費	から施行し、平成
		について、前年の所得金額から控除する。	30年度以後の個人
			町民税について適
			用する。
3 日本と台湾での	外国居住者等所得相互免除法第	特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対する所得の分離課税	平成29年1月1日
二重課税の回避及	8条、第12条及び第16条	日本の租税が免除される台湾の個人、団体が利子及び配当を得た場合、申告分離課税に	から施行する。
び脱税の防止	条例附則第21条の2及び第21条	より課税する。	
	Ø3		

第2条関係(幕別町税条例の一部を改正する条例関係)

税目名 たばこ税

<u> </u>			
事 項	関係条項	改正内容	適用年月日等
1 文言の整理	平成27年改正法附則第15条	地方税法の改正に伴い、経過措置に係る文言の整理	平成29年1月1日
	平成27年改正附則第6条		から施行する。